

保護者各位

狛江市子ども家庭部  
児童育成課長 三宅 哲

緊急事態宣言期間中の感染対策について

日頃から狛江市の保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。7月12日から8月22日までの期間、新たに緊急事態宣言が発出されたことから、改めて感染対策についてご案内をいたします。感染拡大を防止するために、引き続き下記のとおりご協力をよろしくお願いたします。

記

- (1) 児童・保護者（同居の家族を含む）の皆様におかれましては、土日祝日を問わず毎日の体温測定を徹底し、ご家族も含めて発熱等の風邪症状（咳・鼻水・だるさなど）が見られる場合は、児童の登園を控えてください。保育施設における職員も同様の対応を行います。
- (2) 保護者の皆様はマスクの着用にご協力をお願いします。
- (3) 児童の受け渡しにあたり、保護者との接触は最低限に抑えたいと考えます。園により状況が異なるため、詳細については各園からのお知らせをご確認ください。また、在籍児童のご兄弟姉妹を施設内に入れることは可能な限り避けてください。
- (4) 風邪症状や発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、新型コロナウイルス感染症電話相談窓口等に相談をしてください。
- (5) 児童・保護者（同居の家族を含む）がPCR検査を受けることとなった場合や、保護者の勤務先において陽性者が出た場合は必ず在籍園へお申し出ください。

問合せ先：狛江市児童育成課幼児教育・保育係

03-3430-1111 内線 2316・2317・2328・2398